

平成25年(ア)第515号, 同第1476号, 同第1477号

世送新

損害賠償請求事件(国賠)

原告 逓達行維外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

意見陳述書(被告東電の主張の要旨)

平成28年4月26日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 柳 村 友 博

岡 内 真 哉

岡 奥 原 靖 裕



被告東電は、弁論の更新に当たり、本件訴訟における被告東電のこれまでの主張の要旨について、以下のとおり申し述べます。

<目次>

第1 はじめに.....3

1 本件訴訟における原告らの損害賠償請求について.....3

2 原子力損害に係る賠償請求に関しては、もっぱら原賠法が適用され、民法709条は適用されないこと.....3

第2 原賠法に基づく損害賠償請求について.....4

1 審議会の設置及び審議会による中間指針等の策定.....4

2 中間指針等の合理性・相当性.....5

3 各損害項目に係る中間指針等の定め.....6

(1) 政府による避難指示等に基づく賠償区分.....6

(2) 避難等対象者に係る賠償指針.....7

(3) 自主的避難等対象者に係る賠償指針.....12

(4) 福島県特定地域における自主的避難者に係る賠償指針.....14

4 裁判外での直接賠償実施に基づく弁済の抗弁について.....14

5 放射線の健康影響に関する科学的知見について.....14

6 原告らの本件事務時点における居住地の現状.....16

第3 過失論について.....18

1 過失論の本件訴訟における位置付け.....18

2 過失論に関する被告東電の基本的主張.....18

第4 今後の進行等について.....19

第1 はじめに

1 本件訴訟における原告らの損害賠償請求について

本件訴訟は、これまでに提起された3つの事件（平成25年（ワ）第515号事件、第1476号事件、及び同1477号事件）が併合されたものであり、原告らの人数は、計18世帯47名にのぼります。

本件訴訟の原告らの本件事故時点における居住地は、政府による避難指示等の対象区域とされた「避難指示等対象区域」から、特に政府による避難指示等の対象とはされていない区域まで様々です。

原告らは、本件訴訟において、個々の原告らが被った避難費用等のほか、財物損害ないし精神的損害として一定額の賠償を求めています。かかる請求については、上記のとおり広範囲にわたる本件事故当時における原告らの居住地や政府による避難指示の有無やその内容などの事情の相違を踏まえて、被害発生の有無、本件事故との相当因果関係の有無及び損害額について検討されるべきです。

2 原子力損害に係る賠償請求に関しては、もっぱら原賠法が適用され、民法70

9条は適用されないこと

まず、原告らが本件訴訟で求めている損害賠償請求は、いずれも本件原発の原子炉の運転等により生じた原子力損害（原賠法2条2項）の賠償請求に当たるところ、このような「原子力損害」の賠償請求に関しては、もっぱら原賠法3条1項が適用され、民法709条の適用はないと解するのが相当です。

原賠法は、被害者保護という不法行為法の通常の立法目的に加えて、原子力事業の健全な発達を図ることをも併せて立法目的としており、これらの目的を達成するため、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を定めるだけではなく（同法3条）、原子力事業者が原子力損害の賠償責任を集中して、原賠法3条に基づき損害賠償責任を負う原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記し（同法4条1項、責任集中）、かかる規定の補完として、責任集中主体である原

子力事業者が第三者に対して求償することができる場合を第三者に故意がある場合に限定し（求償制限）、他方で、責任集中主体である原子力事業者の賠償責任を確保するとの観点から原子力事業者に対して予め損害賠償措置（原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約）を講ずべき義務を課し（同法7条）、損害賠償措置額を超える賠償履行に対しては政府による援助という制度を設けています（同16条）。こうした制度は民法上の不法行為及び他の不法行為法の特則においても類例をみないものであり、原賠法3条は、「原賠法3条に基づき損害賠償責任を負う原子力事業者以外の者が責任を負わない」との規定を設けることにより、原子力損害の賠償責任の根拠規定を原賠法3条に限定し、一般不法行為では認められる第三者への求償権の行使も第三者に故意がある場合に限定して、一般法理の適用を否定しています。もし仮にこのような原賠法に基づき賠償請求することができるのであれば、原賠法に基づき賠償請求を重疊的に請求することになり、相当でないことが明らかです。

このように原賠法は、原子力損害に関し「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という目的達成のための損害賠償制度の完結した法体系として定められているものであり、原子力損害の賠償に関しては、責任原因の根拠規定として民法709条に基づき請求をすることはできない（法条競合）と解するのが相当であり、準賠償者でも適用した過去の裁判例における判断も、同趣旨をいうものと解されます。（以上、共通準備書面（3））

第2 原賠法に基づく損害賠償請求について

1 審査会の設置及び審査会による中間指針等の策定

ひとたび原子力事故が発生すると、それによる原子力損害は広範囲に及ぶことが予想され、また、原子力損害の賠償を巡る紛争が多発することが予想されま

す。そのため、審査会は、原賠法18条に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を定めることが法令上の所帯事務とされており、これにより、原子力損害の賠償に関する紛争の公平かつ適正な解決を促進することが我が国の法令上予定されています。

本件事務に関しても、原賠法に基づき本件事務後に原子力損害賠償紛争審査会(審査会)が設置され、かかる審査会により中間指針等(乙ニ共1、同2、同3、同16)が策定されており、被告取覽も、かかる中間指針等に基づいて、これまで賠償請求手続において原子力損害賠償を実施してきています。(以上、共通準備書面(4)2頁、共通準備書面(1))

2 中間指針等の合理性・相当性

審査会は、第一級の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成され、公開の議事の下、系次におたる審議を経て、法令に根拠を有する指針として中間指針等を策定しています。そして、審査会は、かかる中間指針等の策定過程において、関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等も行い、被害者保護の観点にも十分配慮しており、さらに過去の裁判例等も十分に検証し、裁判上の解決の場合も視野に入れて賠償水準を検討、設定しています。

こうした中間指針等の性質・目的については、審査会の総見会長も、審議の過程で「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ(第24回審査会、乙ニ共92の20頁)、鎌田委員長も「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」、「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べており(第25回審査会、乙ニ共93の36、37頁)、公開の場で審議がなされる審査会が、中立の立場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律的見地から適切に採られるものでなければならぬとの立場に立って中間

指針等が策定されていることが窺われます。(以上、共通準備書面(4)3～6頁、共通準備書面(7)3～11頁)

実際、かかる中間指針等及びそれに基づき策定された被告取覽の直接賠償基準に基づく賠償総額は、本件事務から約5年が経過した平成28年2月26日時点で、避難等対象者78万5000件(賠償額約2兆6008億円)、自主的避難等対象者129万5000件(賠償額約353.6億円)、法人・個人事業者33万3000件(約2兆8092億円)、賠償総額約5兆9167億円に及んでいます。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解件手続(ADR)においても、多数の事件において中間指針等に基づき個別的和解による解決がなされています。

以上の事情に照らせば、中間指針等は、裁判上の解決規範としても十分に合理性・相当性を有するものであると考えます。

3 各損害項目に係る中間指針等の定め

(1) 政府による避難指示等に基づく賠償区分

中間指針等は、①政府による避難指示等の対象区域内に生活の本拠があった方(避難等対象者)と、②その周辺の一定の地域に生活の本拠があった方(自主的避難等対象者)とに分けて賠償基準を定めています(乙ニ共1、同2)。

政府による避難指示は年間20ミリシーベルト(毎時8.8マイクログラム・ベクト)を基準とし、平成23年12月に行われた避難区域の見直しにおいても、この年間20ミリシーベルトを基準に、帰還困難区域、居住制限区域、解除準備区域にそれぞれ区域の再指定がなされています(乙ニ共105、同106)。(以上、共通準備書面(1)2～3頁、共通準備書面(5)13～30頁、共通準備書面(9)3～5頁)

1 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、飯石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三秋町、小野町、相馬市、新地町、いわき市。

(2) 避難等対象者に係る賠償指針

ア 精神的損害

(ア) 避難に伴う慰謝料

中間指針は、政府の避難指し等に基づく避難等対象者の避難等に係る慰謝料について、生活費の増加費用と合算して、①本件事故発生時（平成23年3月）から6か月間（第1期）は賠償額の目安を一人月額1.0万円（ただし、避難所等における避難生活の期間については、一人月額1.2万円）とし、②第1期終了から6か月間（第2期）は賠償額の目安を一人月額5万円とし、③第2期終了から終期までの期間（第3期）は、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であるとしています。ただし、被告東電においては、第2期においても一人月額1.0万円の賠償を行っており、また、その後に算定された中間指針第二次追補においても、第3期については一人月額1.0万円を基準として指針として定めていますので、避難等対象者については、賠償終期まで減額されることなく一人月額1.0万円の賠償を行うというのが基本的考え方になることができます。

なお、かかる避難に伴う慰謝料には、避難生活の苦痛それ自体のみならず、本件事故以前の住居環境に戻れないことによる精神的苦痛に伴う精神的損害も含まれていることに留意すべきです（乙二共1・21頁）。また、被告東電は、要介護者及び介護者については、中間指針等の定めをさらに一歩進め、独自に一定程度慰謝料を増額しています（乙二共95）。（以上、共通準備書面（5）30～38頁、共通準備書面（7）13～15頁）

(イ) ふるさと喪失慰謝料

また、避難等対象者のうち、原速岡地区域等の避難の長期化が見込まれる区域の住民の方々に対しては、中間指針第四次追補（乙二共16）に基

づいて、「避難が長期化する場合の精神的損害」の賠償の指針が示されており、被告東電においても、その対象者に対して、上記（ア）の月額1.0万円の避難等に係る慰謝料とは別個に、一人当たり700万円の精神的損害の賠償金をお支払いしています。（共通準備書面（4）6～10頁、共通準備書面（5）39～42頁、共通準備書面（7）15～16頁）

(ウ) 当該慰謝料の合理性

このような中間指針に定める避難等対象者の避難等に係る慰謝料月額の指針については、その種類の範囲に照らし、本件が負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつも負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考とし、過去の裁判例も参考にして審議が行われています。

すなわち、審議会における検討の参考に供されている過去の裁判例をまとめた資料（乙二共43）によれば、例えば、身体的損害がない場合における地震の崩落や地滑り事故による家屋の損壊に起因する避難等案においては、避難期間が約8年の地震崩落等案（乙二共43の「身体的損害なし」の3番）においては慰謝料額として300万円が認定されており、また、同じく避難期間が約7年7か月の地滑り事故等案（乙二共43の「身体的損害なし」の4番）では、財物喪失による慰謝料として50万円、仮設プ

2 中間指針第四次追補では、中間指針第二次追補で福速岡地区域からの避難者について示された第3期（避難開始後9年11月1日）からの賠償額（一人600万円）に、避難が長期化する場合の慰謝料1000万円（通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を加算した額から、上記第3期の慰謝料600万円のうち2014年（平成26年）3月（中間指針第四次追補を受け被告東電に対する損害賠償請求が可能な日）以降に相当する分（月額10万円）で減算し、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を、第3期において賠償すべき精神的損害の損害額としている。具体的には、第3期の始期（避難開始後9年11月1日）が2012年（平成24年）5月の場合、加算額1000万円から将来分の合計額を控除した額は700万円となり、第3期において賠償すべき精神的損害の損害額は、当該700万円に第二次追補で示された600万円を合計した1300万円になる（乙二共16）。

レハブ住宅に居住していた者には150万円の慰謝料が認められている事例が紹介されています。

避難等対象者については、当該慰謝料のほか、後述するような避難費用、財物賠償、その他各種賠償も受けていることにも鑑みれば、中間指針等に定める慰謝料額は、被害者保護の観点に立った十分合理性・相当性を有するものであるということが出来ます。

もとより、中間指針は、その総論部分において「損害の認定に当たっては、個別に被害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでなく十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ（乙二共1の5頁）、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみですので、中間指針等に定める精神的損害に關する賠償額の指針は、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであることはその文意上も明らかです。本件事故による原告らの精神的損害の賠償に關しては、いかなる範囲の原告に「本件事故と相当因果関係を有する損害」が生じていると評価されるのかという点が問題であり、この点について中間指針等はその損害賠償の範囲に關する指針を示しているものと解されます。

したがって、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額及びその損害賠償の範囲は十分な合理性・相当性を有するものであり、裁判上も十分に尊重されるべき内容のものとなっていることから、かかる賠償額を越える原告らの請求には理由がないというべきです。（以上、共通準備書面（5）42～58頁、共通準備書面（7）16～18頁）

（二）政府復興方針に基づく精神的損害の賠償

ところで、政府は、原子力災害からの福島からの復興・再生を一度加速させるため、2015年（平成27年）6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（政釘）（乙二共125）を策定・公表しました。

被告東電は、これを受けて、本件事故から6年経過以前に避難指示が解除された場合においても、本件事故から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の一律賠償を行うとともに、その後の相当期間の1年間をこれに加えて、平成30年3月までを賠償対象期間として、一人月額10万円の避難に係る精神的損害の賠償を行う方針を新たに公表し、既に賠償を開始しています（乙二共126）。

これにより、本件事故発生時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に生活の本拠を有していた方（ただし、大熊町・双葉町の方を除く。）についても、精神的損害の賠償としては、平成23年3月～平成30年3月までの7年1か月分について、通算なしでの月額10万円の賠償をさせていただくこととなり、総額は1人当たり850万円となります。（以上、共通準備書面（9）20～21頁）

イ 財物損害（不動産）

（ア）価値喪失・下落分の賠償

本件事故に起因する不動産の価値喪失・下落分の賠償については、建物、宅地、田畑、その他土地に分けて実施されています（乙二共10、同11、同15）。

その考え方は、いずれも本件事故時点における不動産の客観的時価を算出し、それに避難指示期間割合（本件事故から避難指示解除までの期間/6年）を乗じて賠償額を算出するという点で共通します。そして、被告東電の直接賠償政策では、このうち本件事故時点の客観的時価の算出・取価

の設定について、福島県不動産鑑定士協会の全面協力を得て行われています。(以上、共通準備書面(1) 7～9頁、共通準備書面(2)、共通準備書面(7) 20～26頁)

(イ) 住居確保損害

以上の客観的財物価値の賠償に加えて、中間指針第四次追補は、居住用不動産については、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者が移住等のために負担した費用について、一定の範囲で「追加的費用」として賠償することとしています(乙ニ共16)。これに基づき、被告東電は、いわゆる住居確保損害としての賠償も行っているところです。(共通準備書面(4) 10～16頁)

ウ 財物賠償(家財)

本件事故に起因する家財の価値喪失・下落分の賠償については、被告東電の見地から、個別の立証を要することなく、世帯構成と避難区域の趣意に於いて賠償を行う定型賠償を適用しています。ただし、家財については、火災や水害時等と異なりあくまで物理的に滅失している訳ではなく、持ち出して除染すれば引き継ぎ使用可能であるため、全損と評価されるのは、たとえびん動植物や食料品など例外的なケースに限られることに留意すべきです。

また、仮に個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が、上記定型賠償時にお支払いした金額を超える場合は、超過した金額を別途賠償することとしています(家財個別賠償、乙ニ共104)。現時点で本件訴訟の原告らからはそのような個別具体的な主張立証は一切なされていません。(以上、共通準備書面(1) 9～10頁、共通準備書面(7) 26～28頁)

エ その他の賠償

以上のほか、被告東電は、本件事故に起因して発生した避難費用(避難移動

費、避難先での生活品購入費、家族間移動費、一時帰宅費用)、生命・身体的損害、営業しない就労不能損害、検査費用等の各種賠償を実施しています(共通準備書面(7) 12～13頁、18～20頁、29頁、各個別準備書面)。

(3) 自主的避難等対象者に係る賠償指針

ア 指針の内容

審査会は、本件事故発生当時、政府等による避難指示等の対象とはされていないものの、中間指針追補が定める一定の自主的避難等対象区域において住居を有していた方々に対して、自主的避難等対象者の精神的損害の賠償基準を定めています(乙ニ共2、乙ニ共3)。

すなわち、審査会は、本件事故の状況が安定していない等の状況下で、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性等を総合的に勘案して中間指針追補が定める自主的避難等対象区域における自主的避難等対象者について、避難指示等により余剰なくされた避難とは異なることから、避難指示等の場合と同じ扱いとすることは必ずしも公平かつ合理的ではないとした上で、賠償の基準を定めています。

具体的には、本件事故発生当初の時期(概ね平成23年4月22日までを目安とするとされています。乙ニ共54の13頁参照)においては、自らの置かれている状況についての十分な情報があるとはいえない中で、放射線物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避しようと考えた避難を選択することもやむを得ない面があるとして、かかる「本件事故発生当初の時期」を対象として、滞在者・避難者の別を問わず、一人当たり8万円の損害額を定めています。そして、かかる損害額については、屋内避難区域(平成23年4月22日指定解除)に生活の本拠を有している避難等対象者に対する賠償額が一人当たり

1.0万円であることとの均衡も踏まえ、賠償額としての合理性を有するものと考えられます。

また、妊婦及び子供に関しては、それ以外の者と比較して放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて一定の合理性が認められることから、中間指針追補において、胎児対象時期は本件事務発生から平成28年12月31日までとされ、かつその賠償額は40万円とされています。なお、被告東電は、かかる妊婦及び子供のうち実際に自主的避難を行った方に対しては、指針に定める40万円に加えてさらに20万円を上乗せし、計60万円の賠償を行っている。以上、共通準備書面(1)10~11頁、共通準備書面(5)58~87頁、共通準備書面(7)29~31頁

イ 指針に定める賠償額の合理性・相当性

このような自主的避難等対象者に係る指針が定められるに当たっては、審議会においては、騒音、振動、悪臭、悪臭、煙管等の生活妨害を受けたことによる精神的損害の裁判例に関する資料を参考として検討が行われています。

すなわち、これらの裁判例のうち一括して賠償額を算定している事案(審議会資料:乙二共62の番号11, 12, 14, 19)においては、賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額の賠償額を積み上げて算定している事案(同1から7, 10, 13, 15, 16, 18)では、月額3000円から月額1万8000円とされており、中間指針追補の定める賠償基準は、過去の裁判例の賠償事案を踏まえても、また、年間20ミリシーベルトという政府による避難指示基準を超えない地域における精神的損害の評価の問題として、後述の低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の状況を踏まえても、被害者保護の観点に立つて相当かつ合理的なものとなっているものです。(以上、共通準備書面(5)68~87頁)

(4) 福島県南地域における自主的避難者に係る賠償指針

以上のほか、被告東電は、中間指針等の定めはないものの、福島県南地域のある一定の地域における18歳以下であった方および妊娠されていた方について、独自に1人20万円の賠償を行っています(共通準備書面(7)31~32頁)。

4 裁判外での直接賠償実施に基づく弁済の抗弁について

被告東電は、以上述べてきたような中間指針等に定める基準に基づき、裁判外において、広く、精神的損害のみならず、本件事故によって支出を余儀なくされた避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の数多くの損害項目について、賠償対応を行っています。

この点に関し、被告東電が原告の世帯ごとに提出した個別準備書面では、被告東電が2013年(平成25年)9月30日時点までに各世帯に対して実施した直接賠償状況を示した上で、本件訴訟における請求項目と対応する既払金について弁済の抗弁を主張していますが、同時点以後も、裁判外でのご請求があった場合には順次賠償を実施しているため、最終的には、本件訴訟の判決の対象となる原告らについて、口頭弁論終結時点における弁済済みの直接賠償額を、あらかじめ時間的余裕をもって整理した上で主張することを予定しています。

5 放射線の健康影響に関する科学的知見について

原告らは、本件訴訟における精神的損害の賠償に關連する事柄として、放射線の健康影響に関する科学的知見についての主張をしています。

この点については、まず、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについて

は他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、また、低線量の環境で長期間にわたって被ばくした場合には、短時間で被ばくした場合より健康影響は小さいと推定されています（乙二共4の4頁）。

また、本件事故において政府による避難指示の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについては、このような100ミリシーベルトという水準を大幅に下回るものであり、我が国のがん研究の専門機関である国立がん研究センターがまとめた「わかりやすい放射線とがんのリスク」（2011年）によれば、年間20ミリシーベルトの被ばくによるがんのリスクの程度は肥満、運動不足、野菜不足等による確率的なリスクよりも低いとされています（乙二共72の6頁）。

- ・喫煙 毎日3合以上飲酒 1.6倍
- ・2000ミリシーベルトの被ばく 1.6倍
- ・毎日2合以上飲酒 1.4倍
- ・1000～2000ミリシーベルトの被ばく 1.4倍
- ・やせすぎ 1.29倍
- ・肥満 1.22倍
- ・運動不足 1.15倍～1.19倍
- ・200～500ミリシーベルトの被ばく 1.16倍
- ・塩分の取りすぎ 1.11倍～1.15倍
- ・100～200ミリシーベルトの被ばく 1.08倍
- ・野菜不足 1.06倍
- ・受動喫煙 1.02～1.03倍

本件事故に係る政府による避難指示は、このような「年間20ミリシーベルト」という基準に基づいて行われていることに留意する必要があります。

そして、低線量被ばくによる健康影響に関する科学的な知見については、本件事故後においても広く新聞報道、政府機関、専門機関等からの情報の発信がなされています。すなわち、平成23年3月の本件事故以降において、福島県内の地元新聞においても、放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており、科学的知見の紹介、科学的知見に基づき冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されていますし（乙二共84の1ないし乙二共84の30）、経済産業省は、平成23年3月23日、原子力安全委員会による「避難・屋内避難区域外にお住いの皆様へのQ&A」（乙二共85）を公表し、冷静な対応を呼びかけています。また、福島県知事も平成23年3月22日及び同年4月1日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをホームページ上に掲載しているところですが（乙二共88）。このように、本件事故発生直後より、福島県内の住民の方々が放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることができている多数の報道や情報提供等がなされています。

したがって、本件事故による精神的畏怖の基礎にあると原告らが主張する、避難指示等対象区域外の滞在者における低線量被ばくに対する不安については、上記のとおり国際的にも専門機関によって確認されており、本件事故後にも一般に情報提供がなされている科学的知見を基礎として検討される必要があり、また、この点については、中間指針追加が、自主的避難等対象区域に住居を有していた方々については、本件事故発生直後の時期について、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛についての賠償額を指針として定めており、かかる範囲において、賠償の対象とされているものです。（以上、共通準備書面（6））

6 原告らの本件事故時点における居住地の現状

現在、避難指示区域に指定されている福島県内の市町村は、全59市町村中、大熊町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町（一部）、南相馬市

(一部)及び川内村(一部)の計9市町村です(乙ニ共106,同108)。

原告らの本件事故時点における生活の本拠は、前述したとおり帰還困難区域に指定されている地域から仲に政府による避難指示等の対象になつていない地域まで多岐にわたりますが、原子力災害対策本部は、平成23年12月に避難指示の解除の要件を公表しており(乙ニ共111の1・7頁)、今後の復旧・復興への取組み状況に基づいてその解除及び指定内容の変更が行われることが見込まれています。

また、避難指示区域内に所在する11市町村は、いずれも国直轄の除染対象区域に指定され、除染活動が順次進められており(乙ニ共113)、実際、政府による航空機モニタリングによる空間線量率測定調査の結果について、平成23年11月5日時点と約2年後である平成25年11月19日時点のデータを比較すると、測定範囲全体の平均的な線量率は約50パーセント減少しているとされています(乙ニ共111の1・9頁)。避難指示区域に指定された自治体においても、本件事故後における除染の進展等の状況の変化を踏まえながら、復旧・復興に向けての計画を策定して復興への取組みを始めているところではあります。

このような状況を踏まえ、政府が原子力災害からの福島復興・再生を一層加速させるため、2015年(平成27年)6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(乙ニ共125)を策定・公表したことは、前述したとおりです。同政府復興方針では、早期帰還支援、新生活への支援、事業や生活の再建・自立に対する支援等がうたわれています。

他方、避難指示区域外の自治体は、そもそも放射線量も低く、社会的活動も通常通り(本件事故以前以上に)行われています。自主的避難等対象区域における本件事故後における18歳未満人口の減少の割合は大きいものではなく(10%未満)、大半の18歳未満人口は自主的避難を選択していないというのが実情です。(以上、共通準備書面(9))

第3 過失論について

1 過失論の本件訴訟における位置付け

前述のとおり、本件訴訟における原告らの損害賠償請求についてはもっぱら原告賠償が適用されることから、被告東電との関係においては、民法709条に基づく過失の有無は問題とならないものですが、精神的損害の増額事由として被告東電の過失が問題となり得るとの指摘があることも留意して、この点に係る主張を念のため明らかにしているところです。

2 過失論に関する被告東電の基本的主張

本件訴訟における予見可能性の対象は、原告らが「本件事故による損害」を主張している以上、あくまでも、原告らが損害の発生原因であると主張する「実際に生じた本件事故の事実経過の基本的部分」を予見できたかどうか、という点について判断されるべきです。

これに対して、原告らは、本件事故の実際の経過から離れて、本件事故をもたらした本件津波(最大でO.P.約+1.5.5メートルの浸水高)あるいはそれと同程度の津波の発生が予見ではなく、本件原発の全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波発生が予見できれば、本件事故発生が予見可能性は遊離付けられると主張しています。しかし、原告らは、かかる「約10メートル超の浸水高の津波」が予見できず、かかる「約10メートル超の浸水高の津波」によって本件事故に至ることについて何ら具体的な主張・立証をしていません。したがって、予見可能性の対象としては、浸水範囲や浸水時間等を含めて本件津波(最大津波高:O.P.+1.5.5メートル)と実質的に同規模の津波を考えることが相当ですが、本件事故以前の最新の知見をもってしても、そのような規模の津波の発生を科学的・合理的に予見することはできなかつたものです。

このことは、本件事故に至るまで日本海溝沿いの全領域において少なかつたこと(甲イグニチュード9クラスの地震が発生するとは考えられなかつたこと(甲イ

3・政府事故調査最終報告書303頁)、原告らが重要視する「長期評価」を発せした地震本部や中央防災会議のような政府の専門機関においてすら、本件地震の発生を一概に想定外であったと評価していること(丙ロ9・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価、乙ロ1・東北地方太平洋沖地震一東日本大震災一の特徴と課題12頁、乙ロ2・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告3頁等。)からも明らかです。

被告東電においては、本件事故以前において、我が国において定着し、国際的にも評価をされていた土木学会の「津波評価技術」に基づいて津波想定を行い、本件原簿の設計を行っていました。また、その後の科学的知見についても評価・検討し、必要な見直しを行うとともに検討を行っていたものですが、わが国の未曾有の天災地震であった本件地震については、地震に関する専門機関においても想定外のものであり、かかる地震に起因する大規模津波の発生をあらかじめ予見することはできなかったものです。(以上、共通準備書面(8)、共通準備書面(11))

したがって、本件事故に関する過失に類する原告らの主張にも理由がありません。

第4 今後の進行等について

本件訴訟におけるこれまでの主たる論点に関する被告東電の主張の概要は概ね以上のとおりです。

本件訴訟については、2013年(平成25年)3月11日の訴訟提起後、貴庁の示した審理計画及び訴訟指揮に従って審理が進められ、その結果、既に全世界の原告に係る本人尋問等と専門家証人3名の尋問手続を終えて、貴庁からは、本年8月ごろの結審予定が示されています。そして、本件訴訟の審理については、かかる貴庁の審理方針に基づき既に最終的な主張及び補充立証の段階に入っ

いるところであり、新しい裁判体の下でも、残された今後の主張及び立証の整理について適切に審理・進行がなされるべきであると思料します。

以上